

平成30年度愛媛県障がい者工賃向上技術支援員派遣事業 実施要項

1 目的

本会では、愛媛県から受託した「愛媛県障がい者工賃向上計画支援事業」に基づき、利用者の工賃水準向上に取組む県内就労支援事業所等を対象に、事業内容に適した技術面での専門家（パン・製菓・木工・手芸・農業・園芸等製品の専門指導者等）を派遣し、直接指導及び助言等を行うことにより、魅力ある自主商品の開発・研究や商品のイメージアップを図り、収益の増加と工賃の向上を図ることを目的に実施します。

2 実施主体

愛媛県社会就労センター協議会（事務局：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会）

3 対象事業所

工賃向上計画を策定し、県に提出している次の事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 就労継続支援A型事業所
- (3) 小規模作業所
- (4) 地域活動支援センター

※平成29年度以前に本事業を利用した事業所も申請可能です。

4 派遣事業所数（指導回数）

1事業所（10回程度）

5 支援内容・候補者

本支援員の派遣については、原則、申請事業所側から、希望する専門家をご提示いただきます。

| 支援内容の例 | 候補者（派遣元）の例 |
|------------|--|
| 製パン・製菓 | 愛媛県技能士会推薦の講師（愛媛マイスター派遣調整等含む） 愛媛県調理製菓専門学校の講師 等 |
| 木工・手芸 | 愛媛県技能士会推薦の講師（愛媛マイスター派遣調整等含む） 等 |
| 農業・園芸 | 農業協同組合（JA）農業指導員 等 |
| ヘルシーメニュー開発 | 管理栄養士有資格者 等 |

※上記支援内容以外の希望があった場合は、可能な限り調整しますので、本会事務局あてご相談ください。

6 申請方法

別添「派遣申請書」に必要事項を記入の上、平成30年9月14日（金）までに下記事務局あてご提出ください。

※派遣申請書等の様式データが必要な場合は、本会事務局あてEメールでお知らせください。

7 スケジュール

| No. | 内 容 | 期 間 |
|-----|-----------------------------|--|
| 1 | 事業周知・募集期間 | 平成30年8月下旬～9月14日（金）※申請書締切（必着） |
| 2 | 派遣先選考会議 (担当技術支援員調整) | 平成30年9月下旬 |
| 3 | 選考結果通知 | 平成30年10月上旬 |
| 4 | 技術支援員派遣・指導開始 | 平成30年10月上旬～平成31年2月上旬（予定） ※指導ペース：月2回程度（計10回程度） |
| 5 | 「報告書」の作成・提出 (技術支援員及び事業所) | 平成31年2月末 ※報告書締切（厳守） ※報告書は他事業所に紹介できるものを作成いただきます。 |

8 技術支援員の支援内容等

| 段 階 | 内容等 |
|-------|--|
| ステップ1 | 【事業所の現状と課題の分析】 既存製品の品質、管理、生産性の分析、事業所の技術力把握等を行う。 |
| ステップ2 | 【「技術向上計画」の策定】 (1) 事業所責任者と技術支援員が技術面での現状課題について情報を共有するとともに事業所理念及び生産能力の確認を行い、技術向上目標の設定と合意形成を図る。 (2) 技術支援員助言のもと、工賃向上のための実践的な作業計画を事業所が決定し、「工賃目標」と作業計画を盛り込んだ「技術向上計画」を策定する。 |
| ステップ3 | 【個々の専門家による点検・指導】 (1) 現在製造・生産している商品の製造技術や作業・製造工程について、専門指導者による点検や指導をする。 (2) 品質、質感、デザイン性等について、専門指導者による点検や助言を行う。 (3) 新商品や新生産物の開発・開拓について、専門指導者と検討や協議を行う。 また、必要に応じ同指導者とマニュアルの作成や整備を行う。 |
| ステップ4 | 【評 価】 (1) 目標の達成状況の点検や評価を行う。 (2) 課題を検討し、改善を図る。 (3) 計画や目標の見直しを行う。 |

9 問合せ・申請先

愛媛県社会就労センター協議会（セルプ協）事務局（担当：谷本・八木・平岡）

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉人材課内

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-3398

Eメール jinzai@ehime-shakyo.or.jp / URL http://www.ehime-selp.jp/